

- (1) 提出先
次のいずれかの部署に提出すること。
ア 〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県環境生活部廃棄物対策課
イ 〒 861-1331 菊池市大字隈府 1272 番地 10 熊本県菊池保健所衛生環境課
- (2) 記載事項
次の事項を日本語で記載すること。
ア 提出者の住所及び氏名
イ 対象とする事業名
事業が特定できるように記載すること。
(例)「九州産廃株式会社」が菊池市に設置している一般廃棄物処理施設(最終処分場)の構造及び規模の変更事業」
ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 10 問い合わせ先
不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。
(1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号 096-383-0628
(2) 熊本県菊池保健所衛生環境課 電話番号 0968-25-4155

公 告**熊本県公告第 864 号**

県営鞍岳東部地区(第2-1工区)土地改良事業(区画整理)施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。
平成15年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧の期間 平成15年12月11日から
平成16年1月16日まで
- 縦覧の場所 旭志村役場
- 縦覧に供する書類の名称
 - 換地設計書
 - 各筆換地明細書
 - 清算金明細書
 - 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 865 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営鹿本北部地区(堂ヶ原工区)土地改良事業(区画整理)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。
平成15年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部地区(堂ヶ原工区)土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年12月11日から平成16年1月16日まで
- 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第 866 号

県政に係る意見提出手続(県政パブリック・コメント手続)実施要綱第3条の規定により、熊本県 CALS / EC 基本構想(素案)について、意見を募集する。
平成15年12月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 意見募集の対象
熊本県 CALS / EC 基本構想(素案)
- 意見の募集期間
 - 電子メール及びファックスの場合は、平成15年12月10日(水)から平成16年1月9日(金)午後5時15分まで
 - 郵送の場合は、平成16年1月9日(金)まで(必着)
- 基本構想(素案)の掲載場所
 - 県庁ホームページ(<http://www.pref.kumamoto.jp>)
ア 「熊本県ホームページ」の「ご意見募集」のコーナーをクリックし、「県政に係る